

(別表1)

事業継続力強化支援計画

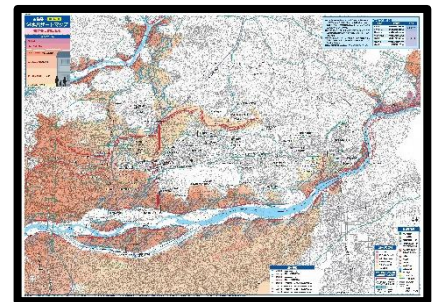
事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

(1) 地域の災害リスク

(洪水：ハザードマップ)

当市のハザードマップによると、食品や印刷、研磨剤やプラスチックなどの製造業が集積されている新境川沿いの各務原市工業団地において、約3mの浸水が予想されているほか、医療創薬で大きな影響力を持つ大手製薬会社や燃糸業の多くが立地する川島地区（木曽川の中州にある大小2島の地域）において、5m以上の浸水被害が予想されている。また、市中央部を東西方向に貫通している広域幹線である国道21号においても、5m以上の浸水が予測されている地域があり、金属加工企業が47社集積している岐阜県金属工業団地や岐阜県内の商業施設最大の店舗面積を誇る大規模小売店舗も浸水予測されている地域に立地している。



【各務原市洪水ハザードマップ】

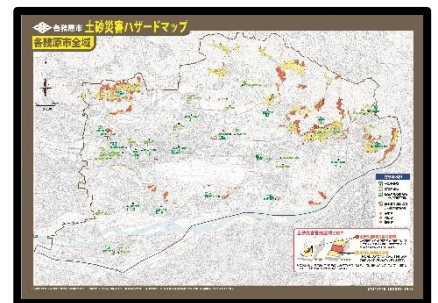
(土砂災害：ハザードマップ)

当市における土砂災害発生危険性のある地域については、美濃帯中・古生層よりなる山地部および各務原層からなる各務原台地縁部（段丘崖）があげられる。

土砂災害ハザードマップでは、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」に基づき、土砂災害の恐れがある区域を「土砂災害警戒区域（通称：イエローゾーン）」、そのうち、建物が破棄され、住民に大きな被害が生じる恐れがある区域が「土砂災害特別警戒区域（通称：レッドゾーン）」として表示される。

当市の土砂災害ハザードマップによると、スチール製品や粉粒体関連機械、ゴム製品やダイカスト製品などの製造業が集積している那加地区の山崎工業団地、木工業の多くが集積している鵜沼地区の岐阜木材工業団地は、土砂災害警戒区域に指定されたエリアに立地している。また、那加地区にある尾崎団地内の商業施設は、土砂災害特別警戒区域に指定されているエリアに立地している。

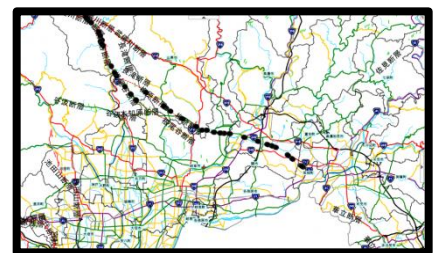
このほか、土砂災害の発生する可能性については、山地部を含めて急傾斜地における落石・崩壊、溪流部における土石流が想定される。



【各務原市土砂災害ハザードマップ】

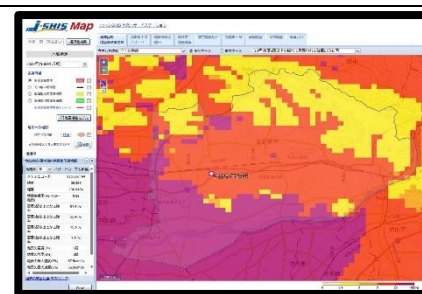
(地震：J-SHIS)

岐阜県は、日本列島の中でも活断層が比較的多く分布する地域のひとつであり、県内における直下型地震の頻度は高い。1891年に発生した濃尾地震はその典型であり、根尾谷断層をはじめとするいくつかの活断層（濃尾活断層系）によって引き起こされた。活断層は過去に直下型地震を起こした断層であるとともに、将来もまた地震を起こし得るものである。



【1:25,000 岐阜県活断層（岐阜県）】

地震ハザードステーションにおける今後30年間で震度6弱以上の揺れに見舞われる確率の分布図によると、当市は高確率の地域に属している。気象庁地震火山部も「南海トラフ沿いの大規模地震（M8から M9クラス）は、平常時においても今後30年以内に発生する確率が70から80%であり、昭和東南海地震・昭和南海地震の発生から既に70年以上が経過していることから切迫性の高い状態」と発表している。



【J-SHIS Map（各務原市）】

■地震による被害想定

各務原市に大きな影響を及ぼすとされる陸地の地下で活断層がずれて起こる主な内陸型地震は、岐阜県が公表している「岐阜県南海トラフの巨大地震等被害想定調査」によると、下表のと通りの被害が想定されている。

特に南海トラフの巨大地震は、マグニチュード8以上になると考えられており、強い揺れや津波が来襲し、大きな被害が広範囲に及ぶことが懸念されている。

	南海トラフ 巨大地震	養老-桑名-四日市 断層地帯地震	阿寺断層系地震
断層の位置	紀伊半島沖	養老町から三重県 四日市市に及ぶ断 層（約57km）	下呂市から中津川 市に及ぶ断層（約70 km）
想定規模	マグニチュード9.0	マグニチュード7.7	マグニチュード7.9
各務原市内の震度	震度6弱	震度6強	震度5強
全壊建物	3,007棟	2,043棟	70棟
半壊建物	7,943棟	6,167棟	379棟
火災（焼失棟数）	19棟	21棟	（炎上出火1件）
死者	40人	48人	0人
負傷者	917人	918人	49人
避難者	14,487人	10,713人	538人

（その他）



【各務原市の河川】

市域では、木曽川・新境川・大安寺川の破堤等の外水氾濫により、たびたび大きな被害を受けている。市域を流れる大安寺川、新境川および支川は川幅が狭く、川底が浅い

こともあり、出水時には氾濫しやすい状況にある。

内水氾濫は、台風や豪雨時にたびたび発生している。谷底低地において発生する場合もあるが、台地部の浅い谷、凹地沿いに発生する場合がある。河川改修により氾濫の危険度が下がった地区もあるが、未改修のため危険度の高い地区が残されている。

平成30年の7月豪雨や台風21号では多大な被害を及ぼし、中小企業庁からの依頼があり、当所も特別相談窓口を設置して事業者からの相談に対応した。

(感染症)

新型インフルエンザは、10年から40年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。また、新型コロナウイルス感染症のように国民の大部分が免疫を獲得しておらず、全国的かつ急速なまん延により、当市においても多くの市民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある。

(2) 商工業者の状況

・商工業者数 4,969事業所（商工業者に含まれる小規模事業者数 3,624事業所）

【内訳】

業種	事業所数	従業員数
卸売業，小売業	1280	11,326
製造業	816	19,686
宿泊業，飲食サービス業	636	5,110
生活関連サービス業，娯楽業	498	2,472
建設業	493	3,032
医療，福祉	126	6,551
サービス業（他に分類されないもの）	247	4,739
教育，学習支援業	198	1,619
学術研究，専門・技術サービス業	207	1,816
不動産業，物品賃貸業	203	907
運輸業，郵便業	120	2,399
その他の業種	145	1,693

（出典：令和3年経済センサス活動調査）

当市の商業は旧4町の合併及び16の鉄道駅により核となる街の形成がなされなかったことで、大小併せて16の商店街（商店街振興組合5、発展会等11）があり、いずれも最寄駅を中心に扱う近隣型商店街もしくは、それよりやや広い商圈を持つ地域型商店街が市内各所にある。

また、大規模商業施設も複数立地しており、店舗面積1,000㎡以上の大規模小売店舗が市内に43店舗、店舗面積



【各務原市の工業団地】

500㎡以上1,000㎡未満の中規模小売店舗が32店舗ある。

工業は市内全体に広く分散しており、11箇所ある中小企業が集積立地している工業団地も各地域に分散されている。経済産業省が実施する工業統計調査において、製造品出荷額が平成14年以降岐阜県内第1位を維持しており、製造業は当市における産業の中心的役割を果たしている。

(3) これまでの取組

1) 当市の取組

- ・地域防災計画の策定（令和6年2月28日改訂）
- ・国土強靱化地域計画（令和6年5月13日改訂）
- ・新型インフルエンザ等対策行動計画（平成26年6月改定）
- ・民間企業、団体、他行政機関などとの災害時の応援・協力に関する協定や覚書の締結（岐阜市など93件：令和6年9月9日時点）
- ・各種防災訓練の実施

種類	内容	実施状況
総合防災訓練	市内をはじめとする近隣の防災関係機関と連携する「公助」の訓練のため、さまざまな防災関係機関を対象に実施 ※一般見学可	年1回実施 （直近では令和6年9月29日に実施）
地域防災訓練	市内18カ所の一次避難所となる小中学校で、家族や自治会・校区の方と協力する「自助」、「共助」の訓練のため、一般市民を対象に実施	年1回実施 （直近では令和6年11月17日に実施）
シェイクアウト訓練	地震発生時の行動を確認するため、防災行政無線（災害情報スピーカー）で、市内一斉に訓練の開始（地震発生）を通知。その後、家庭や職場などで、安全確保行動を行う。	年1回実施 （直近では令和6年11月17日に実施）
消防訓練	火災が発生した際に、自衛消防活動により、迅速かつ的確に人命の保護と災害の拡大防止措置が図れるよう、市職員及び施設使用団体等の職員を対象に実施	年1回実施 （直近では令和6年10月31日に実施）

- ・防災備品の備蓄（食料：アルファ米、ビスケット、粉ミルク、飲料水 など）
（資機材：発電機、投光器、浄水機、炊飯器具、テント など）
（その他：簡易トイレ、組立式仮設トイレ、敷シート、毛布 など）

※主な備蓄品の詳細は各務原市ホームページ内「暮らし・手続き > 安全・安心 > 防災 > 市の防災対策（公助） > 市の備蓄品」に掲載。

2) 当所の取組

(支援スキル向上の取組)

- ・岐阜県が開催するBCP策定支援セミナーに参加（令和5年8月23日：1名）
- ・岐阜県が開催するBCPブラッシュアップ訓練セミナーに参加（令和5年10月10日：1名）
- ・県下商工会議所の経営支援員を対象とした事業者BCPに関する研修会に参加（令和元年10月、11月、12月：計6名）
- ・日本商工会議所が開催するBCP研修会に参加（令和元年7月：1名）
- ・日本商工会議所が開催するBCP策定支援研修会に参加（令和6年6月28日：1名）
- ・三井住友海上火災保険㈱による被災時に有効な保険や計画策定支援のポイントについての職員勉強会を実施（令和2年10月、11月、12月：全職員参加）

(当所における防災・減災の取組)

- ・災害非常用備蓄食糧の購入（令和2年1月：保存用パン200個）
- ・防災用ヘルメットの追加設置（令和6年4月：全職員の各デスク及び来客用）
- ・救急箱の整備、管理表を作成・更新（令和6年9月）
- ・グループウェアを利用した安否確認方法の構築、緊急連絡網の整備（令和5年11月：全職員に安否確認テストを実施）
- ・感染症対策の実施（令和2年：アクリル板、体温計、消毒液等の設置）

(当所における事業者への取組)

- ・特別相談窓口の設置（令和2年7月6日：令和2年7月3日から大雨による災害（ほか）
- ・事業継続力強化計画の普及、防災・減災意識の啓発（会報記事：毎月、ホームページでの周知：常時、チラシの設置：常時、会報へのチラシの折込：年間4回、各回約3,200部）
- ・市と共催で防災・減災対策普及啓発セミナーの開催（令和2年10月16日：9名参加）
- ・市と共催で事業継続力強化計画セミナーの開催（令和2年、令和3年、令和4年、令和5年、令和6年の各年1回：延べ32名参加）
- ・事業継続力強化計画策定支援（随時募集：37事業所 ※令和6年11月30日時点）
- ・日本商工会議所ビジネス総合保険制度等への加入促進

(市等と連携した取組)

- ・各務原市が実施する消防訓練への参加及び協力（令和6年10月：1名参加）
- ・各務原市防災対策課による防災勉強会を実施（令和5年11月：6名参加）

II 課題

現状では、以下の点について、課題が浮き彫りとなっている。

1) 事業者の防災・減災対策について

帝国データバンクが令和5年5月に実施した「BCPに対する企業の意識調査」によると、中小企業のBCP策定率は15.3%にとどまっており、策定していない企業の策定をしていない理由は「策定に必要なスキル・ノウハウがない」が42%であった。

また、中小企業庁のホームページにおいて公表されている令和6年8月末日時点での事業継続力強化計画認定件数は70,590件（岐阜県全体では1,444件）であるが、各務原市内の企業の認定件数は110件（市内商工業者の約2%）にとどまっている。

当地区においても、毎年開催しているセミナーへの参加率は低く、セミナー参加者に行ったアンケートでは、BCP策定にあたっての課題で、全参加者が「ノウハウ・スキルがない」と回答するなど、防災・減災に対する問題意識が十分でなく関心が低いこと、

ノウハウがなく具体的に何からとりかかればよいかわからない事業者が多い状況であるといえる。

2) 商工会議所の支援体制について

当所は経営改善普及事業や経営発達支援事業を通じて、事業者の経営環境整備や事業収益確保に向けた支援を重点的に取り組んでおり、保険・共済等の自然災害の影響を軽減するための取組や事業者BCP等の策定など、防災・減災対策に関する知識やノウハウ等がまだまだ不足しており、効果的な事業継続力強化支援を行うための人員が十分であるとは言えない状況である。

3) 災害発生時の対応について

緊急時の取組について、当市と当所の連絡方法や情報共有の仕組みなど、今後円滑に運用できるよう連携を強化していく必要がある。

また、当所としても事業継続計画を策定し、発災時の体制や初動対応などを定めているものの、定着しているとは言えない状況であることから、緊急時の対応が円滑に行えるかは不明である。事業継続力強化支援を行う立場として、情報共有を徹底し、訓練や教育などを通じて、早急に対応できるような体制づくりの必要がある。また、想定される災害や人員体制の変化に応じて、定期的に計画を見直していく必要もある。

III 目標

当該計画の実施により、いかなる自然災害が発生しても小規模事業者が経済活動を機能不全に陥らせないことを目標として、事業者BCPの策定支援を強化するほか、発災時の商工被害を的確に把握し報告する体制づくり、速やかな応急対応及び復興支援策を行うための体制を平時から構築することを目指す。

1) 事業者の防災・減災対策について

地区内小規模事業者に対して、巡回・窓口指導などにより、危機管理リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知するとともに、事前対策の必要性を認識した事業者が具体的な取組に進めることができるよう、事業者BCP策定の支援を行う。あわせて、事業者BCP策定セミナーを開催し、事業者BCP策定にかかる支援を実施する。

また、事業者BCP等作成後には、取組状況の確認等のフォローアップを行う。

(目標件数)

- | | |
|---------------------|---------------------|
| ・事業継続力強化支援（窓口・巡回相談） | 年：25件（経営支援員5名×5件） |
| ・事業者BCPセミナーの開催 | 年：1回 |
| ・事業者BCP策定支援事業者数 | 年：10事業者（経営支援員5名×2件） |
| ・「事業継続力強化計画」認定事業者数 | 年：5事業者（経営支援員5名×1件） |

2) 商工会議所の支援体制について

事業継続力強化支援を実施するにあたって必要となる防災・減災対策に関する知識やノウハウを得るために、他団体が主催するものも含めたBCPに関するセミナー等へ積極的に参加するほか、当所自身で専門家を招き勉強会を年1回以上開催して経営支援員のスキルアップを図る。あわせて、所内で定期開催している経営発達支援戦略会議において支援ノウハウ等を共有し、商工会議所全体の資質向上を図ることにより支援体制を充実させる。

3) 災害発生時の対応について

発災時には自身の事業継続計画を確実に遂行できるよう、定期的な訓練実施と計画内容のブラッシュアップに努める。

発災時の情報収集には、被害情報共有様式を活用し、速やかに当所と当市における情報の共有を行う。

また、発災時における連絡体制を円滑に行うため、当所と当市との間における被害情報報告ルート及びマニュアル等について、各務原市事業継続力強化支援協議会にて確認を行う。

発災後速やかな復興支援策が行えるよう、また域内において感染症発生時には速やかに拡大防止措置を行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。

※その他

上記内容に変更が生じた場合は、速やかに岐阜県に報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間

令和7年4月1日～令和12年3月31日

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

当所と当市の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

< 1. 事前の対策 >

令和6年2月に改定された「各務原市地域防災計画」で掲げられているとおり、当所の防災に関し処理すべき事務又は業務の大綱について、本計画との整合性を整理し、発災時に混乱なく応急対策等に取り組めるようにする。

1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

ア) 浸水想定エリアなど自然災害のリスクが高いと想定される事業者を絞り込み、優先的に巡回し、災害リスクの啓発を行う。

イ) 巡回経営指導及び窓口相談対応時に、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策(事業休業への備え、水害補償等の損害保険・共済加入等)について、商工会議所会員向け保険制度のパンフレット等を用いて説明する。また、事業者BCP(即時に取組可能な簡易的なものを含む)の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。

ウ) 感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、誤った情報に惑わされることなく、冷静に対応すること、感染拡大防止策等の周知を行うとともに、対策に繋がる支援を実施する。

オ) リスク管理状況を簡易的に診断できるチェックシートを作成し、チェックシートを利用した診断を実施するとともに、リスクを軽減するための取組や対策を提案する。

カ) 会報や広報、ホームページやSNS等において、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者BCP等に積極的に取り組む小規模事業者の紹介を行う。

キ) 事業者の防災・減災意識の向上を図るために、事業者BCPの普及啓発に資するチラシを作成、配布して周知を行う。

ク) 事業継続に関する分野の専門家を招き、事業者BCPに関するセミナーを開催し、自然災害への事前対策や事業者BCP策定の促進を行う。

■事業BCPに関するセミナーの内容(2時間開催、10名参加を想定)

- ・事業活動に影響を与える自然災害等とその影響
 - ・防災・減災対策の必要性
 - ・自然災害等への事前対策と初動対応策
 - ・事業継続力強化計画認定制度の概要
 - ・個別相談会(事業者自身が策定した計画のブラッシュアップ)
- ※セミナー受講者を対象に1事業所あたり2時間、3事業所を想定

ケ) 必要に応じて全国商工会議所のビジネス総合保険制度の引受保険会社等の社

員に同行を依頼し、管内の小規模事業者には災害時において利用できる保険商品等の説明を行う。

2) 商工会議所自身の事業継続計画の作成

- ・当所は、令和2年12月に事業継続計画を作成（令和6年9月改訂）。

3) 関係団体等との連携

- ・全国商工会議所ビジネス総合保険制度の引受保険会社等に専門家や社員の派遣を依頼し、会員事業所以外も対象とする普及啓発セミナーや損害保険の紹介等を実施する。
- ・関係機関（市内の6金融機関や各種事業組合等）への普及啓発ポスター掲示やリーフレット等の備え付けを依頼するほか、共催によるセミナー等を実施する。
- ・発災時にスムーズな資金調達支援が遂行できるよう、市内金融機関、日本政策金融公庫、岐阜県信用保証協会等と連携の強化を図る。

4) フォローアップ

- ・セミナー参加事業者や巡回指導等により策定支援を行った事業者の進捗状況及び取組状況の確認を実施。計画未完成事業者には策定支援、計画策定済み事業者には計画実行支援及び計画更新支援を実施する。
また、事業者BCPの啓発を行ったが、計画等未作成の事業者に対して再度周知を行う。
- ・当所と当市で構成する各務原市事業継続力強化支援協議会を年1回以上開催し、状況確認や改善点等について協議する。
- ・当所自身の事業継続計画について改訂すべき事項が生じた場合、隔週で開催している経営発達支援戦略会議において協議した後、毎週開催する当所管理職による所内会議で再協議を行い、その都度計画の見直しを実施する。

5) 当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害（震度6弱の地震）が発生したと仮定し、当所と当市との連携体制の確認等を行い、必要に応じて訓練を実施する。

< 2. 発災後の対策 >

自然災害等による発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。そのうえで、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

1) 応急対策の実施可否の確認

発災直後に職員の安否確認を行う。その際に①本人・家族の被災状況、②近隣の家屋や道路に関する大まかな被害状況、③出勤できる状況かどうかについてなど、できる限り情報収集を図る。

■安否確認の方法

団体名	対象者：目標時間、手段
各務原市商工振興課	職員：発災後1時間以内、緊急連絡網
各務原商工会議所	職員：発災後1時間以内、グループウェア 正副会頭：3時間以内、携帯電話 議員：1日以内、電話 会員：2日以内、地区ごとの安否を確認

発災後2時間以内に当所と当市で安否確認結果や大まかな被害状況等を下表のとおり共有することとし、連絡方法については、事務所の固定電話または個人の携帯電話とする。

■安否確認結果の連絡窓口

団体名	連絡窓口	
	第1順位	第2順位
各務原市商工振興課	課長	係長
各務原商工会議所	事務局長	中小企業相談所長

感染症については、国内感染者発生直後には、職員の体調確認を行うとともに、事業所内の消毒、職員の手洗い・うがい等の徹底を行う。

感染症流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、各務原市における感染対策本部設置に基づき、当所の感染症対策を行う。

2) 応急対策の方針決定

- ・当所事務局長と当市商工振興課長との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。(豪雨における例として、職員自身の目視で命の危険を感じる降雨状況の場合は、出勤せず、職員自身がまず安全確保をし、警報解除後に出勤する。)
- ・職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。
- ・大まかな被害状況を確認し、被災後1日以内に情報共有する。

■被害規模の目安と想定する応急対応の内容

被害規模	被害の状況	想定する応急対策の内容
大規模な被害がある	・地区内10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。 ・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。	①緊急相談窓口の設置・相談業務 ②被害調査・経営課題の把握業務 ③復興支援策を活用するための支援業務
被害がある	・地区内1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。	①緊急相談窓口の設置・相談業務 ②被害調査・経営課題の把握業務
ほぼ被害がない	・目立った被害の情報がない。	特に行わない

※なお、連絡が取れない区域については大規模な被害が生じているものとする。

- ・本計画により、当所と当市は以下の間隔を目安に、下記様式（被害情報共有様式）のとおりに被害情報等を共有する。

期間	間隔
発災後～1週間	1日に3回（10時、13時、16時）共有する
1週間～2週間	1日に2回（10時、15時）共有する
2週間～1ヶ月	1日に1回（10時）共有する
1ヶ月以降	2日に1回共有する

被害情報共有様式

事業所名	住所	業種	従業員数	ヒアリング日時	担当職員	ヒアリング先担当者	被害状況	被害額	物資支援不可

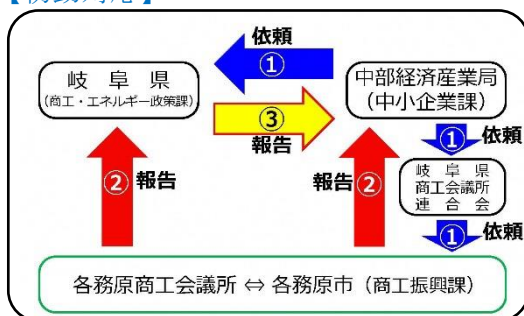
- ・感染症については、当市が策定した各務原市新型インフルエンザ等対策行動計画を踏まえ、必要な情報の把握と発信を行うとともに、交代勤務を導入する等体制維持に向けた対策を実施する。

＜ 3. 発災時における指示命令系統・連絡体制＞

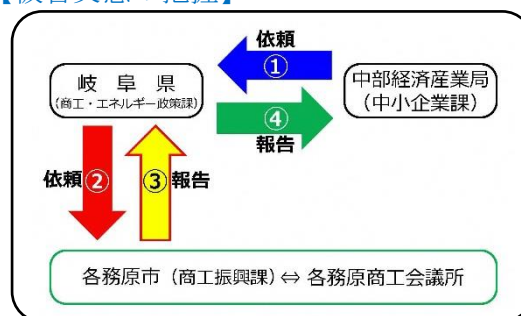
- ・自然災害等発生時に、地区内小規模事業者における被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて決める。
- ・当所と当市は被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法についてあらかじめ確認しておく。
- ・当所と当市が共有した情報を、県の指定する方法にて、当所又は当市より県の商工担当部署へ報告する。

《被害情報の報告の流れ》

【初動対応】



【被害実態の把握】



＜ 4．応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援＞

- ・相談窓口の開設方法について、各務原市と相談する（当所は国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する）。
- ・安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ・地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策（国や県、市等の施策）について、地区内小規模事業者等へ周知する。
- ・感染症については、事業活動に影響を受ける又はその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

＜ 5．地区内小規模事業者に対する復興支援＞

- ・県の方針に従い、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を県等に相談する。

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに岐阜県に報告する。

(別表2)

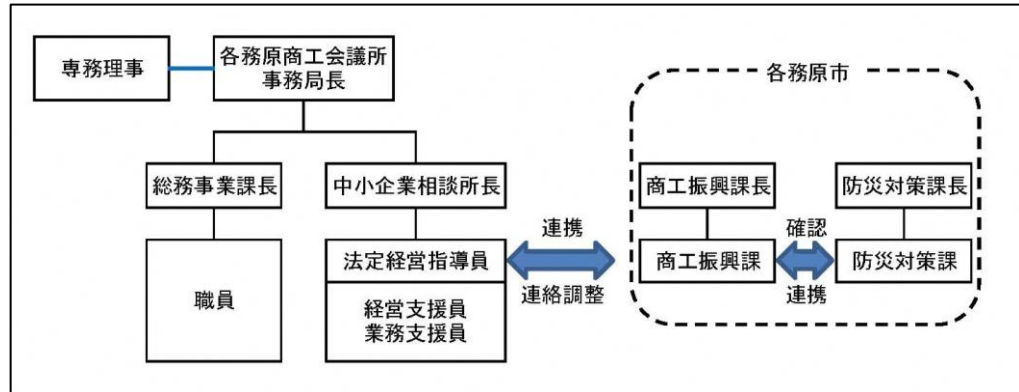
事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

(令和6年12月現在)

(1) 実施体制

(各務原商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／各務原市の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／各務原商工会議所と各務原市の共同体制／経営指導員の関与体制 等)



(2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

①当該経営指導員の氏名、連絡先

経営指導員 仙石 泰隆 (連絡先は後述(3)①参照)

②当該経営指導員による情報の提供及び助言(手段、頻度 等)

※以下に関する必要な情報の提供及び助言等を行う

- ・本計画の具体的な取組の企画や実行
- ・本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ(1年に1回以上)

(3) 商工会／商工会議所、関係市町村連絡先

①商工会／商工会議所

各務原商工会議所 中小企業相談所 経営支援課
〒504-0912 岐阜県各務原市那加桜町2丁目186番地
TEL : 058-382-7101 / FAX : 058-371-0100
E-mail : hip@cci-k.or.jp

②関係市町村

各務原市 産業活力部商工振興課
〒504-0912 岐阜県各務原市那加桜町1-69
TEL : 058-383-9912
E-mail : syoko@city.kakamigahara.gifu.jp

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに岐阜県に報告する。

(別表 3)
事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位：千円)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
必要な資金の額	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100
・ 専門家派遣費	500	500	500	500	500
・ 協議会運営費	50	50	50	50	50
・ セミナー開催費	350	350	350	350	350
・ 普及啓発（広報）費	100	100	100	100	100
・ 研修、訓練実施費	100	100	100	100	100

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
岐阜県補助金、各務原市補助金、事業収入、自己財源 等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表 4)
事業継続力強化支援計画を作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名
連携して実施する事業の内容
連携して事業を実施する者の役割
連携体制図等